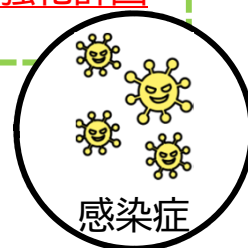
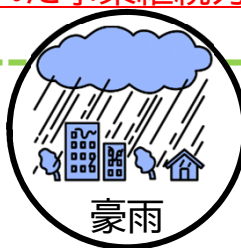


事業継続力強化計画策定を支援します

事業継続力強化計画とは？

自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。

国では、策定された事業継続力強化計画を経済産業大臣が認定する制度があります。本補助金はそれらの制度で**認定された事業継続力強化計画の策定に要した経費を補助**します。



対象者

※下記のいずれも満たす中小企業者

- 経済産業大臣から**事業継続力強化計画の認定を受け**、事業継続に向けた取り組みを行うもの
- 輪之内町内に主たる事務所又は工場等の事業活動を行う建物を持つもの
- 輪之内町内で同一事業を引き続き1年以上営むもの
- 町税等の滞納がないもの

対象経費

町内の事務所又は工場等を対象に定める**認定された事業継続力強化計画の策定に要した経費**です

補助金額

上限5万円（補助率は10/10）
※千円未満の端数は切り捨て

申請期間

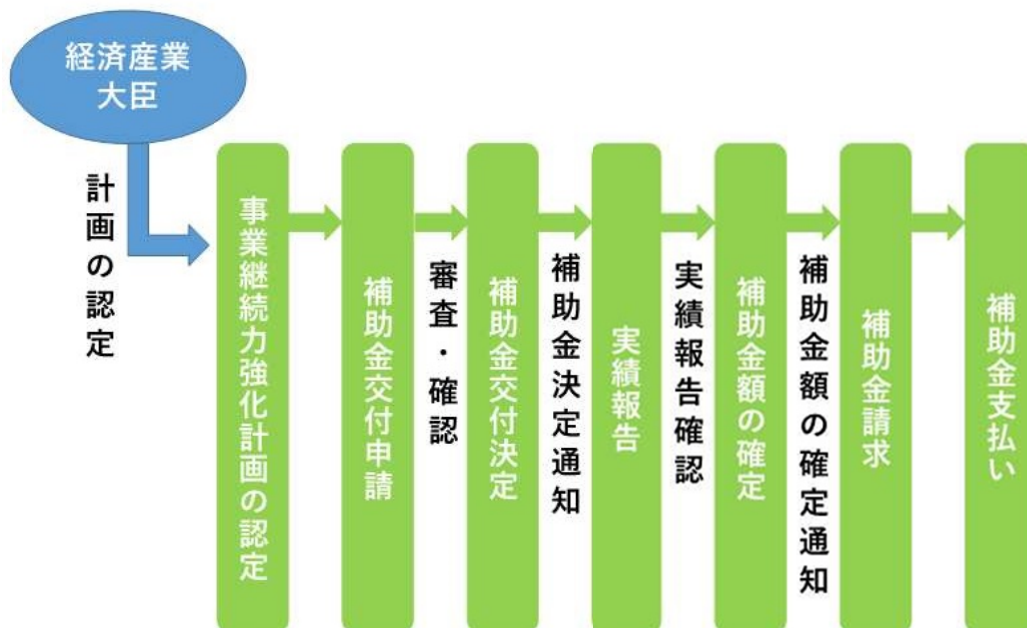
令和5年8月8日～令和5年12月28日

申請方法

経済産業大臣から事業継続力強化計画の認定を受けたうえで、交付申請書に以下の必要書類を添え、産業課まで提出してください。

- 事業計画書（別紙1）
- 誓約書（別紙2）
- 町税等完納状況調査同意書（別紙3）
- 事業継続力強化計画にかかる認定申請書の写し
- 事業継続力強化計画の認定書の写し
- 本人確認書類
法人の場合 履歴事項全部証明書等の写し（発行日より3か月以内のもの）
個人事業主の場合 マイナンバーカード、運転免許証等の写し

補助金交付までの流れ



申請・お問い合わせ

- 【提出先】 輪之内町役場 産業課
〒503-0292 安八郡輪之内町四郷2530番地の1
- 【提出方法】 窓口提出または郵送（必着）
- 【問合せ先】 〈電話〉 0584-69-3138
〈メール〉 sangyou@town.wanouchi.lg.jp

「事業継続力強化計画」の認定制度については下記HPをご覧ください。

中小企業庁：事業継続力強化計画

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>